

## 南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託仕様書

南和広域医療企業団院内保育所の管理運営は、本仕様書に基づき行うこと。

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務
- (2) 業務概要 南和広域医療企業団に勤務する職員の子である乳幼児を対象とした保育施設の管理運営業務全般
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3及び南和広域医療企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第4号に基づく長期継続契約であり、令和6年度予算の議決を条件として契約が成立するものとする。また、令和7年度以降において当該契約の金額について減額または削除があった場合、当該契約を解除することができる。
- (4) 委託場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神7番1  
南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター敷地内保育所施設

### 2 託児施設の概要

- (1) 構造：鉄筋コンクリート造平屋建
- (2) 床面積：158.5㎡
- (3) 施設内容：幼児室・遊戯室40.36㎡、乳児室23.16㎡、調理室9.79㎡、便所・洗濯・沐浴室11.14㎡、事務室13.39㎡

### 3 管理運営体制

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設最低基準、保育所保育指針等、関係法令・通知等を遵守すること
- (2) 「奈良県認可外保育施設指導要綱」（平成14年10月1日施行、平成28年4月1日改正）の別添「認可外保育施設指導監督基準」を遵守して保育施設の運営を行うこと。
- (3) 保育業務に従事する職員は、健全な心身を有している職員を配置するものとし、保育士数については、保育乳幼児数に応じて基準を満たす人数の保育士を配置すること。
- (4) 業務の実施にあたり配置した業務従事者の中から保育所運営にかかる豊富な知識と経験を有する者を責任者として配置し、責任体制を明確にするとともに、南和広域医療企業団との連絡及び調整を行うこと。
- (5) 入所児の健やかな保育のため、保育士は原則として年間を通し固定の配置とするとともに、欠員が生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
- (6) 職員に対し保育知識、安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- (7) 毎日保育日誌等を作成し、適切な管理運営を心がけるとともに、毎月事業実施報告書等により運営状況を南和広域医療企業団に報告すること。なお、業務報告の手順、

方法、その他管理運営のための各種報告体制については、協議の上定める。

- (8) 保育所の機能と環境を良好に維持し、業務が常に安全、快適かつ衛生的に行われるために、日常の必要な掃除、施設等の点検及び保守管理を行い、事故防止に努めること。なお、不可抗力により生じた施設の不備、不具合が明らかになったときは、直ちに南和広域医療企業団に報告し、協議すること。
- (9) 業務受託にあたって、保護者等と十分協議すること。

#### 4 保育内容

##### (1) 保育対象

南和広域医療企業団に勤務する職員の子のうち、生後3ヶ月から就学前の児童

##### (2) 保育定員 25名

##### (3) 保育時間

基本保育 午前7時30分から午後6時30分まで

延長保育 午後6時30分から午後7時30分まで

夜間保育 午後3時30分から翌午前10時00分まで

(週1回、南和広域医療企業団が指定する日)

##### (4) 開所日

保育業務は、原則として、次に掲げる日を除いて毎日行う。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年1月3日までの日

#### 5 給食等

- (1) 給食は受託者が用意するものとするが、事業者の再委託又は外部搬入を可とする。また、乳児用ミルク及び副食（おやつ等）も受託者が用意すること
- (2) 入所児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の付与等に適切な対応をすること

#### 6 入所児の事故対応

- (1) 受注者は自然災害、人的災害、事故等に対し、発注者の自然災害等への対応との整合に配慮した対応マニュアル等をあらかじめ作成するとともに、避難訓練等を適宜実施し対応について万全を期すこと。また、万が一事故が発生した場合、受注者は速やかに発注者に報告するとともに誠意をもって対処すること。
- (2) 受注者の賠償責任の有無にかかわらず、入所する乳幼児が被った保育所内での事故、又は保育に起因する事故に対応した保険等に加入すること。

#### 7 帳簿の整理

受注者は、業務に必要な次の帳簿を備え管理しなければならない。

- (1) 保育台帳
- (2) 保育日誌
- (3) 身体記録簿
- (4) 入所児の出欠記録簿

## 8 費用負担の区分

業務に伴う費用等の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 南和広域医療企業団が負担する費用等
  - ①保育業務に必要な備品等
  - ②電気・水道等の光熱水費
  - ③給食に必要な食器及び備品費
  - ④施設又は備品の修繕等の維持管理費用
  - ⑤その他、南和広域医療企業団が負担することが相当と考えられる費用等
- (2) 受託者が負担する費用等
  - ①業務に従事する職員の健康管理に係る費用
  - ②業務に従事する職員の教育訓練に係る費用
  - ③保育に必要な消耗品費、保育材料及び衛生用品費等
  - ④給食及び副食に係る費用
  - ⑤通信運搬費（電話料含む）
  - ⑥事務費（文房具、コピー代等）
  - ⑦保育行事に係る費用
  - ⑧保育施設賠償責任保険料及び保育所損害保険料
  - ⑨その他、「南和広域医療企業団が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用等

## 9 南和広域医療企業団と受託者の役割分担

項 目	南和広域医療企業団	受託者
認可外保育施設に対する指導監督	○	○
入退所手続、申込先、入所の決定事務	○	
保育料の徴収に必要な資料等の作成		○
保育料の徴収	○	
保育所運営（職員採用、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
施設の維持管理（施設の保守・点検、警備）	○	
施設の維持管理（日常の施設管理）		○
包括的な管理責任	○	
一時的な災害への対応		○
保育所の管理下における災害保険加入		○
安全衛生管理		○
保育に係る苦情等の対応		○

## 10 指示事項

- (1) 法人等自らが保育業務を行うこと。
- (2) 乳幼児の事故が発生しないよう万全の対策を講じること。万一事故が発生した場合受託者は速やかに南和広域医療企業団に報告するとともに誠意をもって対処するも

のとする。

- (3) 受託者は、児童福祉施設最低基準を遵守し、乳幼児に対し入所時及び年2回の健康診断を実施すること。
- (4) 保育業務従事者の健康診断（採用時及び年2回）及び調理業務従事者の検便（月1回）は、受託者が実施すること。
- (5) 受託者は、業務に関する帳簿類を備え、適切に管理しなければならない。
- (6) 受託者は、保育業務終了後「保育日誌」を南和広域医療企業団に提出しなければならない。また、受託者は、保育職員の勤務状況を翌月報告するものとする。
- (7) 受託者は、南和広域医療企業団の求めに応じ、各種統計資料の作成又は作成の補助をするものとする。
- (8) 受託者及び保育業務従事者は、業務の履行に当たって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。委託終了後も同様とする。
- (9) 受託者は、児童に月1回の身体測定並びに月1回の避難訓練及び消火訓練を行うこと。
- (10) 保育施設の火気取り締まりについては、火気取扱責任者を定め、遺漏なきよう措置すること。
- (11) 受託者は、施設、設備及び備品の衛生的環境と美観の保持に努めるとともに、省資源・省エネルギーに努めなければならない。
- (12) 受託者は、施設、設備及び備品の定期点検等を行い、安全確保に努めなければならない。
- (13) 施設改修、備品購入等は、南和広域医療企業団と受託者とが協議の上、必要と認める場合に行うものとする。
- (14) 受託者の故意又は過失、契約書等に定められた管理を怠ったことによる施設及び設備を棄損又は滅失したときは、受託者は直ちに原状回復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、南和広域医療企業団が特に認める場合は、この限りでない。

## 11 その他

- (1) 受託者は、委託期間が満了したとき（委託期間満了前の委託の取消等を含む）、その管理しなくなった施設及び設備等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、南和広域医療企業団が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、委託期間終了後（委託期間満了前の委託の取消等を含む）、次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう引き継ぎを行うとともに、必要なデータ等の提供その他の協力をするものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意を持って協議して定めるものとする。
- (4) 南和広域医療企業団の令和6年度予算について、議会の承認を得られなかった時は、契約を締結しないことがある。事業者は、それを了承したうえでプロポーザルに参加すること。